令和２年１１月定例会一般質問（１２月４日実施）

宮城県議会議員（自由民主党・太白区選出）　わたなべ　拓（ひろし）

【第１質問】

１　新型コロナウイルス対策について
２　３病院の統合・連携協議について
３　少子化対策について
４　自死防止対策について
５　宮城県美術館について
６　新県民会館について
７　知事の政治姿勢について

【第２質問】

１事業債を活用すべき。そもそもの大義にこだわるべき。６０・７０年代建築の県有施設は？
２仙台市「戦災復興記念館」は６５００㎡あり。事業債活用に必要な不足分の５０００㎡賄える。県市連携を
３もし「公共施設の集約化・複合化」事業債活用しないなら、「調査」業務委託の趣旨に反する。

１　新型コロナウイルス対策について

まず、武漢発の新型コロナウイルスに感染されお亡くなりになられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。また、闘病中の感染者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
そして、医療従事者の皆様の日夜を問わないご労苦に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

Q　11 月 27 日公表の厚労省「病床等に関する調査結果」によりますと、本県の重傷者用「確保病床数」は４３床。そのうち重傷者数は８人（現在は４）で、使用率は１９％（当時)。「最終フェーズにおける即応病床（計画）数」は６５床とあります。

しかしながら、ある「感染症指定医療機関」の幹部に伺いますと、必ずしも数字上の「空床」がそのまま対応余力を示すものではないとの指摘がありました。指摘はごもっともで、「確保臨床数４３床」の意味するところは、新型コロナウイルス感染症重症者に対して、医療機関の有する医療提供能力の全てを集中した場合に対応可能と考える数字であり、現実には、並行して通常診療にも対応しなければならず、４３人の重症者の受け入れは困難です。本県における、正直ベースの重症者対応が可能な「空床」は何床程度と考えているのか、当局の所見を伺います。

A　重症者用に４３床確保も、スタッフやゾーニングなどの関係で、現時点の受け入れ可能病床数は１３床。

Q　 国の想定最大値であるフェーズ４が現実化した場合、正直ベースの対応能力を前提として、県内医療機関でなすべきことをやりきったうえで、なお重症者対応が困難な場合には、隣県に重症者収容を依頼するなど、広域的連携の必要に迫られます。例えば、平成 30 年３月に山形県との間で締結した『新　宮城・山形の連携に関する基本構想』においては、「感染症に対応した広域連携の充実強化」として「感染症の広域的な発生に備えた相互支援体制の確保」が挙げられています。この際、本県の対応能力を超え、隣県に余力がある場合における広域自治体単位の相互連携について、具体に確認しておくべきかと考えますが、当局の所見を求めます。

A　山形県との間で「宮城・山形共同宣言」を締結し、感染拡大時には広域調整に取り組む。

Q　仙台市内の高齢者施設においてクラスターが発生しましたが、認知症をお持ちの方が新型コロナに罹患した場合の対応には課題があります。認知症の特性のため、指示を理解できず、徘徊による感染拡大のリスクが報告

されています。徘徊を防ぐため、常時見守りに１人を付け、介助には２人を要する人もあるため、医療機関の負担感は大きいといえます。強度行動障害の方、知的障害を有する方についても徘徊につき同様の懸念があります。

しかしながら、空床確保料は病状の「中・軽症者」に相当した補助にとどまるため、現実に発生している負担を填補するに至らないケースが見られます。新型コロナウイルス感染症の病状だけでなく、介助の度合いも考慮して現場の負担に相応しい補助水準とするため、県として独自の補助の余地があると考えますが、当局の所見を伺います。

A　県としての独自補助は考えていない。国に要望する。

Q　訪問介護も含め、介護職員に対する慰労金の支給はこれまで１回のみです。日夜偉大な貢献をされている介護職の皆さんに対する慰労としては過少と考えます。本県独自の慰労金支給を措置する余地はないでしょうか。当局の所見を伺います。

A　介護職員への慰労金は、これまで県で 35 億４千万円の予算を既決。県独自の補助は考えていない。

２　３病院の統合・連携協議について

本年８月４日に、知事は、にわかに臨時の記者会見を開き、総合的ながん治療の提供体制構築に向けて、県立がんセンター、東北労災病院、仙台赤十字病院の連携・統合に向けた協議を進めると表明しました。その直後から、仙台赤十字病院と東北労災病院の統合・移転による地域医療の空洞化などを懸念し、仙台市民、医療業界、県議会・仙台市議会など多方面から、協議に反対する声が澎湃として起こっています。私も、自民党・公明党太白区選出県議団・仙台市議団として、知事に「統合・移転」へ向けた協議の中止を申し入れました。このパターンは、どこかで見てきた気がしたのは、私だけでしょうか。

１１月１２日に、令和２年度「地域医療構想調整会議（仙台区域）」を傍聴しました。会議では、委員から３病院の連携・統合について「情報がない」との指摘が出ましたが、当局は「現在協議中で、地域における医療需要について、経営コンサルタントを活用して調査している。具体については相手との協議があることで明かせない」と答弁しました。

この答弁には大変違和感を覚えましたが、案の定、複数の委員からは以下の指摘がありました。

「３病院の統合について、地域医療構想調整会議の構想外で起こっていることのように思える。（県が一方的に協議の結論を伝えてきたら）地域の必要病床数とは別の原因で病床数が変わってくる」

「主に経済的・経営的な問題で、地域医療構想調整会議と関係なく協議を進めると、この会議が機能しないのではないか」

「協議で方向性が決まってから、地域医療構想調整会議で議論をして、また方向性を変えるわけにはいかないと思う。方向性を決める段階において、地域医療構想調整会議における議論をふまえて方向性を決めていただきたい」

といずれも、ごもっともな指摘であります。

Q　仙台赤十字病院、東北労災病院の統合・移転の場合の地域医療の空洞化のリスクについて、地域医療構想調整会議における議論との整合をいかに考えるのか、当局の所見を求めます。

Q　また、非公表事実のため詳細は避けますが、仙台赤十字病院には新型コロナウイルス感染症対応に甚大な貢献をいただいています。１１月２５日開催の政府「地域医療構想に関する WG」においても、公立・公的病院の再編・統合の検討に際しては、感染症対策の要素も考慮すべきとの指摘がありました。３病院統合を是とする議論の背景には、暗に同じ太白区内に所在する仙台市立病院で仙台赤十字病院の機能を代替できるとの判断があるようにも思えますが、当の仙台市立病院では仙台赤十字病院の分まで負担するのは困難との意見でした。統合の場合の、地域医療における感染症対策の代替的機能につき当局はどのように考えるのか、所見を伺います。

A　３病院の連携・統合の方向性が決まったら伝える。

Q　また、仙台市立病院は、３病院の統合については報道以上の情報を持ち合わせていないとのことで当惑している様子でした。統合の場合に重大な影響を及ぼす可能性の大きい仙台市立病院に丁寧な説明の必要はないのでしょうか。

A　３病院の連携・統合の方向性が決まったら伝える。

Q　また、たとえ権威ある東北大学の助言を得ながら協議を進めているとしても、統合・連携についての結論を一方的に宣言するのでは、地域医療構想調整会議の役割を無視するに等しく、「独断専行の結論ありき」との誹りは免れません。

仙台赤十字病院、東北労災病院は、ともに地域医療の要として地域に不可欠の総合的医療機関であります。特に仙台赤十字病院は、昨年１１月２８日に県内で最も新しく承認された「地域医療支援病院」であり、かかりつけ医師・歯科医師支援など二次医療圏単位で地域医療の充実を図るため設けられた「地域医療支援病院」設置の趣旨を考えると、その統合・移転や連携については、本来的に地域医療構想調整会議にお諮りし、統合や連携に関する検討状況につき透明性を確保しながら進めるべきと考えます。当局の所見を求めます。

A　３病院の連携・統合の方向性が決まったら伝える。

Q　仙台赤十字病院は、総合周産期医療、整形外科に定評ある総合的な医療機関であり、がん診療の均てん化のため設けられた「がん診療連携拠点病院」には該たりません。そのため、「がん診療連携拠点病院」である「宮城県立がんセンター」（都道府県拠点病院）、「東北労災病院」（地域拠点病院）とは異なり、「がんを総合的に診療できる機能を有する病院」の実現を検討する対象としては親和性に欠けるとの見方もあります。

仮に、こうした見方も一因となり、協議の結果、仙台赤十字病院が統合の対象から外れ現地存続したとして、側聞するところの経営難の問題はなお残ります。

仙台赤十字病院の現地存続の場合、県としての支援の可能性について、当局の所見を求めます。

A　県としては、総合周産期母子医療センター運営補助を継続する。

Q　地域医療構想アドバイザー会議資料『新たな病床機能の再編支援について』（厚生労働省地域医療計画課、令和２年１０月９日）によれば、「統合関係病院等のうち１以上の病院が廃止」することが補助金支給の要件となりますが、「有床診療所化、診療所化も含む」とあります。そうすると、仮に、統合が決定し、仙台赤十字病院の移転が決定した場合でも、必ずしも病院を「廃止」するだけでなく、地域医療の空洞化を一定程度防ぐために、「有床診療所化」することも可能であると解せますが、当局の所見を求めます。

A　優勝診療所は念頭にない。

３　少子化対策について

１１月２０日に出たばかりの『人口動態統計速報』（令和２年９月分）によれば、本年１月～９月までの出生数は、６５万９０６１人と、過去最少を記録した昨年同期間における出生数６７万３８００人を、さらに１４７３９人下回り、さらには、当月を含む過去１年間（令和元年１０月～令和２年９月）の比較では、（９１万０９０５－８８万３８６１＝２７０４４人と、）約３万人も出生数が減少しており、少子化が加速度的に進んでいる実態が明らかになっております。ちなみに、昨年９月時点の宮城県全体の出生数は１７４９１人、本年９月時点は１７１２３人と、昨年比で３６８名減少しています。さらに新型コロナウイルスの影響が加わり、来年の出生数はさらに落ち込むことが予想されます。

少子化は国家存亡に係る課題ですが、宮城県は、昨年の「合計特殊出生率」が１．２３と、東京都（１．１５）に次いで全国ワースト２位と、極めて危機的な状況にあります。

Q　当局は、本県の合計特殊出生率が極めて低位で推移している現状をどのように認識し、その原因をどのように分析しているのでしょうか。また、これまでの県による少子化対策の取り組みについて課題認識を伺います。
A　本県の既婚女性の出生数、30代前半女性の出生率が低い。
Q　『新・宮城の将来ビジョン』１５ページには、宮城県の将来人口のケーススタディとして、想定する「合計特殊出生率」ごとに人口推計を割り出しています。最も低い「合計特殊出生率」に基づく「ケース１」は「１．４」で算出していますが、現状では「１．２３」であり、ここ数年同水準で推移している現実を踏まえると、最も低い推計条件が「１．４」では現実的な推計にはなり得ないと考えます。ちなみに、合計特殊出生率「１．４」と「１．２３」で試算するのとでは、１０年後で３万人、４０年後で７万６千人の差が生じます。
『新・宮城の将来ビジョン』の推計人口のシナリオには、現実を直視するためにも現状の合計特殊出生率「１．２３」のケースも加えるべきと考えますが、当局の所見を求めます。
A　合計特殊出生率「１．４」でいく。正直ベースの「１．２３」は表記しない。

４　自死防止対策について

コロナ禍の中で、自死者数が増加しています。警察庁の「自殺統計」によりますと、本年１０月における自殺者数は２１５８人で、昨年同月比で４０％増加。特に、女性については、８５２人と、前年同月比で８３％も増加しています。
Q　宮城県における令和元年と本年の男女別・年代別の自殺者の分布状況の比較をみると、比較可能な１月～１０月までの期間では「２０代の女性」が、昨年の９人から本年は１８人と倍増しています。また、３０代女性も昨年は９名だったところ本年は２０名と２．２倍に増加しています。同様に、５０代の女性も１．８倍に増加しました。男性については８０代が１５人から２４人と１．６倍になった以外は、大きな変化は見られません。２０代女性の自殺率増加は全国的な傾向でもあるようですが、なぜ本県の２０代、３０代、５０代女性の自死率が大幅に増加したのか、原因の分析状況について伺います。
A　原因の統計が非公表のため分析できないが、全国的にも、仕事や経済問題、精神疾患などが考えられる。
Q　もっとも、本年の２０代女性の自死者が発見された自治体については、仙台市１６人、それ以外が２人と、９０％が仙台市において発生している点には留意を要します。今回、県下３５市町村別、年齢層別、男女別、毎月ごとの自殺者集計を当局にお願いし、初めて作成していただきました。精神保健推進室の労に謝意を表します。これにより、例えば県民の４７％を占める仙台市において本県２０代女性自殺者の９０％が見出されたこと、逆に他の３２市町村（２市で２人）では発生がゼロだったこと等が判明しました。
統計的分析による実態把握は対策の大前提です。３５市町村の自殺者要素別の集計一覧を作成し、さらに原因や属性なども加味していけば、疫学的に意味のある資料となります。今後も毎年、詳細な月別・男女別・年齢別の全県的自殺者統計を作成し自殺防止対策に活用してはいかがかと考えますが、当局の所見を伺います。
A　県全体の情報を一括し総合的な分析をしている。
Q　新型コロナウイルス感染症と自死との関係について、本格的な分析は来年以降を待つとしても、目前の危機に対応し可能な限りリスク低減に寄与するのが行政の使命です。ハイリスク者の支援に活用するため、自死者が顕著に増加している年齢層に絞って、関係機関と連携しつつ、急ぎ自殺者についての疫学的調査を実施すべきと考えますが、当局の所見を求めます。
A　自死者数が顕著に増加している年齢層につき、横断的に分析し対策を講じることは有意義だが、プライバシーの問題から疫学調査は困難。
Q　少なくとも、顕在化した自死のハイリスク者としては、自殺未遂などで医療につながる方が想定できます。こうした方については、警察が関与し支援につながる場合もあるものの、あくまで担当者レベルの対応であり、

継続的な支援につながることは稀です。最も確実なハイリスク者の自死防止対策として、警察・医療機関・福祉の各アクターが連携して支援にあたるため自死未遂者の発生・対応状況を共有し、適切に支援につなげる仕組みが必要と考えますが、当局の所見を伺います。
A　国の統計によると、年間自死者の２０％に自死未遂歴がある。宮城県自死対策推進会議で効果的支援を。

５　宮城県美術館について

宮城県美術館の宮城野区への移転集約案を撤回されましたこと、心から歓迎するものであります。

ちょうど１年前の今日、この議場において、知事は「大規模な改修をしても遠くない将来に（美術館を）建て替えとなることは避けられない」「いずれもう築３０年以上経っているので、あと１０年、１５年するとどっかに移さなくてはならない」と答弁していたことを考えると、感慨一入であります。知事が、経済性のみならず、重層的な無形の価値にも認識を深められ、勇気ある移転撤回の決断をされたことで、価値ある建造物は残り将来に禍根を残さないで済みました。これは、知事、当局、議会、県民、そして未来の県民をも含むすべての関係者の勝利と考えるべきであります。特に、前美術館長 有川氏をはじめとするリニューアル基本方針の策定委員の皆様には、深甚なる敬意を表します。

本年２月定例会において、わたくしが、鉄筋コンクリート建造物の寿命設計の権威である早稲田大学教授小松幸夫先生のお見立てをもとに、さらには県美術館設計者である大宇根弘司氏の意見を参考に、県美術館の物理的耐用年数は１００年であり、現時点で耐用年数が６０年も残る美術館を移転することは誰が考えても不合理であると指摘し、せめて移転する場合と現地存続の場合のトータル・ライフコスト比較のための試算をすべきと指摘しました。

次いで６月定例会において、試算については年間２週間しか利用実績のない講堂を３０億円もかけて「増築する現地存続案」との比較ではなく、「増築をともなわない最低限の改修案」との比較とすべきと指摘しました。

知事は、本年１０月１日の議会答弁において当該意見を採用され、「増築をともなわない最低限の改修案」すなわちＣ案を選択肢に含めたうえで、１１月１６日に至りＣ案を採択され「美術館移転を撤回」されました。

以上の議事録ベースの事実は、知事が議会におけるエビデンス・ベースの指摘にも耳を傾け、理性をもって柔軟に政策転換できる政治家であることを証し立てるものです。

あわせて、議会における実証的な議論の積み重ねが「県美術館移転の撤回」に大きく寄与した事実を確認しておくことは、後世の学問的研究の客観性の確保にも資する意義があります。

Q　知事の会見では、もっぱら市民運動による影響を強調されていましたが、議会における議論の積み重ねをいかに評価しておられるのか、所見を伺います。
A　県議会の意見を参考にして「増築をともなわない現地改修案」を追加し、両立が図られた。
Q　Ｃ案の内容をみると、わたなべが６月定例会で提案した「県民ギャラリーを収蔵庫・展示室に転用」「県民ギャラリー機能の移転」が明記されており、妥当な見立てと評価するものです。さて、現県民ギャラリーについては「宮城県高等学校美術展覧会」会場としても使用していますが、現状でも全ての展示が収まらないなど規模に課題があるとの指摘があります。新県民会館にギャラリーを併設する方針とのことですが、知事の「なるべく多くの人々に鑑賞の機会を」との思いにも別の形で副う取り組みであり賛意を表します。新ギャラリーの設計に際しては、教育的活動などを十分に実施できるよう、現在の規模より増床を図るなど特段の配慮を要すると考えますが、知事の所見を伺います。
A　新県民会館でも、ギャラリー機能を設け、６５０㎡から１１００㎡に増床する。
Q　『東日本大震災復興祈念　奈良・中宮寺の国宝展』『東日本大震災復興祈念　東山魁夷　唐招提寺御影堂障壁画展』を観てきましたが、現美術館の落ち着いた佇まいのなかで至高の美を堪能できる幸せを再認識しました。

美術館は現地で存続するとして、今後は特別展頼みではなく通常展示で持続可能な運営を確保していく努力がより一層求められます。

収蔵庫に眠っている収蔵品を常時公開することで教育・研究目的にも資する「見える収蔵庫」（ビジブル・ストレージ）は、『リニューアル基本方針』にも記載がありますが、県美術館学芸員 加野恵子女史のブルックリン・ミュージアムに関する「調査報告」によれば、先行例も少なく価値ある試みです。通常展示で「稼げる」ソフト面の魅力向上に資する取り組みとして検討する余地があると考えますが、当局の所見を求めます。

A　７３００点の県美コレクションを多くの県民に見ていただく方法として検討する。

６　新県民会館について

先週、仙台市が『音楽ホールの需要想定調査』を明らかにしました。長期的な人口減少や「新しい生活様式」にともなう変化の影響をふまえても、新県民会館と仙台市音楽ホールの住み分けを可能とするだけの長期的需要が見込めるとの見立てを示したものです。

また、１２月１日には、郡仙台市長は、音楽ホールの建設候補地の１つとして「せんだい青葉山交流広場」を検討しているとの地元紙の報道がありました。これにより、私の従来の持論である、県市連携の音楽ホール集約化の見通しは一層不透明な状況となりました。

Q 私はクラシック・ファンであり、今週末も東京エレクトロンホールで「フジコ・ヘミング」のリサイタルを心待ちにしている一人ですが、そもそも人口減少社会において財政の持続性に深刻な課題があるなかで、仙台市と宮城県で２０００席クラスのホールが本当に二つ必要なのか、なお懸念するものです。

オンライン公演の普及など、アフター・コロナにおいても不可逆な変化として定着するであろう影響を考慮すると、新型コロナ感染拡大以前に実施した需要調査を基にした整備基本構想に修正の余地はないのでしょうか。当局の所見を伺います。

A　県と仙台市がそれぞれ２０００席規模の施設を整備しても、供給過剰とならないと考える。

７　知事の政治姿勢について

最後に、知事の今回の「美術館移転」撤回の結論そのものは高く評価するとして、本年に入ってから憂慮すべき展開が複数見られたことも事実です。宿泊税、公立高校エアコン設置についても、美術館同様、知事のトップダウンで臨んだものの、方針転換を余儀なくされています。

知事は２１年前、まだ県議会議員だったころ、松下政経塾の『塾報』のインタビューにおいて、「私の政治活動は、常に有権者が考えている「あたりまえのこと」を無理のない範囲でやるように努めています」と述べています。

Q　知事、この１年間の施策について「有権者が考えているあたりまえのこと」を「無理のないように」進めてこられたのか否かについて、どのようにお考えでしょうか。ご自身のモットー「正直に、決して無理をせず、あたりまえのことをあたりまえに」を虚心に省みる必要はないのでしょうか。知事の所見を求めます。

以上、壇上からの第一問と致します。ご清聴、ありがとうございました。

A　【知事】当選以来、「正直に、決して無理をせず、あたりまえのことをあたりまえに」をモットーに、常に「有権者が考えているあたりまえのこと」を「無理のない範囲で」取り組むよう努めてきた（！？）。これからも県民や県議会の意見を伺いながら、衆知を集め県政運営に努めていく（！）。

【第２質問】

【知事の功績】

Ｑ１　①この１５年間の任期中に県内総生産１兆円増加、一人当たり県民所得を平均で３０万円増加させた。デフレ経済下において、です。トヨタを引っ張って来れる知事が何人いるのか。経済に大きな実績を残された。②また、あの東日本大震災に対処し、復興の第二ステージまで導いて来られた。危機管理に長けた、創意ある知事であったればこそ、この危機を乗り越えて、ここまで来ることができた。最近１年間の迷走ぶりだけをみては、全体的・本質的評価を誤ると思います。

　ただ、そのうえで、あらためて申しますが、ともすると、「よらしむべし、知らしむべからず」で、独断専行に受け取られる傾向は否めないと思います。3病院の統合にしてもそうだし、今後の水道「みやぎ型管理運営方式」についても、事業者候補について、我々は知らされていません。知事、国策や国家安全保障にかかわるもの以外については、もっと透明性を高めて、県民と率直にコミュニケーションしたらいかがでしょうか。そのほうが、知事が崇拝する松下幸之助翁のモットー「衆知を集める」ことにもなります。

Ａ　答弁は全問にほぼ同じ・・

【新県民会館】

Ｑ１　１１月２８日（土）に、県民説明会が開催されました。
そこで①移転先の、新県民会館と、NPO プラザ、ギャラリー機能などの延べ床面積は１８８００㎡となり、現状より５０００㎡ほど大きくなること、
②「「公共施設等適正管理推進事業債」（集約化・複合化）の枠組みを利用せず、一般事業債で対応する。」との答弁があったそうですが、これは事実ですか？

Ａ　国の集約化・複合化の事業債は利用せず、県の一般事業債で対応する。

Ｑ２　　大変残念です。「公共施設の集約化・複合化」事業債の活用ができないとなると、事業コストは、一般事業債で対応することになり、丸ごと県民の将来負担になるわけです。これ、そもそもですが、国の有利な起債を活用して、公共施設の総量適正化を図り、将来的な県民負担を抑えたい、財政的持続可能性を高めたいというところにこそ、知事の大義があった。なぜ、もっと「公共施設の集約化・複合化」事業債の活用にこだわらないのか。努力の余地もあると思いますよ。築４０～５０年に達している県有施設を洗いなおしてみる余地もあると思いますが、知事の所見を求めます。

Ａ 県有施設ではもはや適当な対象施設がない。今回は一般事業債で整備しても県財政は破綻しない。

Ｑ３　県有施設は課題が多いとすれば、目を転じて、仙台市との連携について考えてみるのも一考です。郡仙台市長は「戦災復興記念館」について、老朽化のため、廃止も含め検討しているが、戦災復興記念館の総延べ床面積は６５５１㎡になります。

　現在の県民会館＋NPO プラザ＝１３７３２㎡、それに対して移転先では増床分を合わせて１８８００㎡を要するので、差し引き５０００㎡ほどを捻出しなければならない。総延べ床面積は６５５１㎡の戦災復興記念館を集約化・複合化の対象として迎えることで、新県民会館の増床分を捻出することが可能になる。

　先行例としても、秋田県と秋田市で、「あきた芸術劇場」を共同して整備した事例がある。仙台市長に県市連携で公共施設の集約化を提案してみてはいかがか？

Ａ　仙台市の戦災復興記念館などとの集約化・複合化の可能性について郡市長と話し合う。

Ｑ４　そもそも、『業務仕様書』Ｐ７には、「「公共施設の集約化・複合化」事業債の活用も視野に入れ、機能の共用化など、規模の適正化を検討すること」と明記されている。

　公共施設の総量適正化を行わない、「公共施設の集約化・複合化」事業債の活用を目指さないとしたら、本委託契約の本質部分は無意味化したも同然です。

A　集約化・複合化の検討も行う。